

# 上田市合併処理浄化槽設置整備事業補助金に係る 提出書類について

上田市環境政策課

## 1 補助金申請の受付について

- ・当該補助金は「予算の範囲内で補助金を交付する」ものであり（「上田市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱」参照）、予算額に達した時点で受付を終了いたします。
- ・予算状況によっては受付できない場合がありますので、適宜環境政策課までお問い合わせください。
- ・予約受付は行っておりませんので、申請書類の整った方から先着順にて対応いたします。

## 2 交付申請

### (1) 提出書類

上田市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付申請書

### (2) 添付書類

- ①審査期間を経過した設置届出書の写し及び建築確認通知書の写し又は建築工事届の写し  
※建築確認申請を伴う場合、建築確認通知書を添付してください。  
※建築工事届を伴う場合、建築工事届副本に受領印が押された建築工事届第一面～第三面の写し（第一面の写しのみでは敷地の位置の表示がないため）を添付してください。
- ②補助事業に係る経費の見積書
- ③賃貸人の承諾書（住宅を借りている者に限る）
- ④現場案内図
- ⑤工事請負契約書の写し
- ⑥登録浄化槽管理票C票
- ⑦登録証
- ⑧納税状況調査同意書

### (3) 提出部数

1部

### (4) その他

- ・補助金の交付決定後に工事を行ってください。

### 3 実績報告

#### (1) 提出書類

上田市合併処理浄化槽設置整備事業補助金実績報告書

#### (2) 添付書類

##### ①浄化槽法定検査依頼書の写し

※公益社団法人長野県浄化槽協会の受付印は不要です。申請年月日を記入した原本の写しを添付してください。

※原本については、実績報告等と併せて市の各地域担当者へ御提出ください。

##### ②支払明細書の写し

##### ③工事写真

※標識及び工事看板について、記載事項が判別できるよう撮影してください。

※工事看板へ日付を明記し、工程ごとの撮影日が分かるよう撮影してください。

※標識及び工事看板の記載事項（撮影日、設備士名）が判別できない場合、工事看板への日付の記入漏れがある場合は、工事写真欄外へ追記いただいても構いません。

※単独処理浄化槽又はくみ取り便槽の転換を行う場合、当該設備の撤去状況を示す写真を添付してください。

※既設軽量基礎底板を使用する場合、底板のメーカー名及び寸法が確認できる写真を添付してください。

##### ④浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し

※上田市浄化槽管理組合の加入者についても、浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写しを添付してください。

##### ⑤浄化槽設備士によるチェックリスト

##### ⑥浄化槽保守点検業者登録簿の写し

※最新のを添付してください。

##### ⑦領収書の写し

##### ⑧保証登録証

##### ⑨維持管理に関する誓約書

※ホームページに掲載されている様式（裏面に浄化槽法の抜粋を記載）の使用を徹底してください。

※申請者に対して裏面の記載事項を十分説明のうえ、申請者直筆にて署名をお願いいたします。なお、申請者が事業者の場合は、社印を押していただければ、直筆でなくとも構いません。

##### ⑩住民票

※転居を伴わない場合であっても、住民票を添付してください。

※共同住宅、寮、寄宿舎又は店舗兼住宅への浄化槽設置においては、設置場所にて事業を行っていることを示す書類（登記事項証明書等）を添付してください。

※登記事項証明書等に設置者名と設置場所が明記されていない場合は、検査済証の写しを添付してください。

(3) 提出部数

1部

(4) その他

- ・事業完了年月日は「当該事業に係る工事が完了し、施工業者様への支払が完了した日付」(＝領収書と同じ日付)を記入してください。
- ・各添付書類について、日付漏れのないよう確認してください。
- ・工事完了後、施工業者様に立会いただき、現地確認を行います。については、実績報告提出前に市の各地域担当者へ連絡し、現地確認の日程調整を行ってください。

4 交付請求

(1) 提出書類

上田市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付請求書

(2) 添付書類

なし

(3) 提出部数

1部

(4) その他

- ・日付及び文書番号は空欄で構いません。
- ・記載事項を訂正した場合、訂正印が押されているか確認してください。